時事新報

第千四百十七號
明治十九年十月廿七日　水曜日
舊丙戌十月朔日（庚、申）
日出午前六時十八分　日入午後五時七分
月出午前五時四十八分　月入午後五時二十四分
滿潮午前五時零五分　午後五時二十九分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報

天下の人士覺悟はよき乎

條約改正は今正に各國委員の審議中にあるよしに聞けどもその如何に運びに至りしやは固より我輩の聞知するを得ざる處なれども今の雲氣の模樣を以て之を推測するに全國開放內地雜居の期は甚だ遠きにあらざるが如し否な兩三年の中にありと斷言するも強ち不當の判定にあらざるべし世人の待ちに待ちたる明治廿三年も今は其中間僅に三年を餘すに過ぎざれば國會の開設も內地雜居の期と格別の前後なかるべし又我國鐵道擴長の遲緩なるは我輩の毎度不平を訴ふる所なれどもこれも兩三年を經ば東海道の線路成を告げて東京より西京に達し神戸大坂相連りて東西の脈絡を通じ又東北の線路も次第に青森に達するの運びに至り其他處々方々の支線幹線縱横相通じて全國運輸交通の便大にその觀を改むるの其中に年來慘毒を逞うしたる國內の不景氣も昨今や一回復の兆を顯はしたりと云へば早晚非常なる反動を來して商工社會に大なる混雜を見る事あらんとは我輩の屢々紙上に記載して世人の注意を促したる處なりされば今後兩三年は日本の社會に開國未曾有の現象を顯はし政治上、經濟上、社會上ともに異常なる變動混雜を見るの時なりとして斯る時變に際しては胸中預め一定の成算を存し餘裕綽々ろの變に應ずるの覺悟あるにあらずんば精神爲に錯亂して擧措處を失ひ禍福一夜に地を易へて意外の結果さへ圖る可らず千思萬慮も術は足らざるの時あり全國を開放して外人次第に內地に入込む事とならば第一の關係は法律にして民法商法訴訟法等も速に編制せざるべからず今の刑法治罪法及び其他の諸法律も亦改正せざるべからず是等は何れも政府の手に屬するものなれば其筋の注意に任ずる事として扨て顧みて民間の人士を見るに果してよの變化に應ずるの覺悟ありや堂々たる日本の商人中即刻外人と目の前に引受け之と競爭して後れを取らざるの覺悟あるもの幾人ありや主人は勿論番頭手代に至るまで外國の語を解し外人と應接して差支なきや帳簿の方法よく外人との取引を記載して混雜せる事なきや明治十三年の頃國會請願と稱して遙々東京に上り官省の門を叩きたる者あり之を地方の有志家と云ひ明治十四五年の頃政黨の團結に奔走したる者あり之を政黨員と云ふ今まの流の人物は何處に在て何事を爲しや憲法制定、議事堂建築等の事は有司に存するあれば之に任ずるも可なりとして二十三年の晩に國會議員となるの學識資產は既に身に備へて不足せる所なきか海外諸國の先例口傳は暫く措き國內前の財政法律より殖產興業の事に至るまでその取調へ出來たるや十三四年の頃よは他の門を叩き他の議を聽きんと期しながら二十三年にて却て他に迫られて[illegible]せるの恐れはなきか青山の下、[illegible]の評議風[illegible]に奔走と本業は執て慮外の消費に耽りし者も猶[illegible]の事を[illegible]られて[illegible]より汽車の烟を望むに遇るべく之に反して昨日までは人烟稀なる一地の[illegible]たりし地も一朝鐵道の開通によりて荒涼忽ち地を換ふる事あるべし此變遷の間に處するの工夫如何[illegible]とあし之を都城に送ればその價、珠の如し茫々たる蒼海の魚類鹽藻て數ふべからず之を日にし之を擯よし以て內國の需用に充て以て海外の輸出に供すべし五金の瀕する所寶石の蟠る所採鑛の利も亦少なからざる可し無價を變して有價となし變化して公利となすは即ち鐵道の功用にして之を利用せんとする者は預めその計畫を定めざるべからず殊に此變化に伴ふ所の經濟上の風潮も其勢最も激烈にして商賈工業の世界を一掃して悉くその舊觀を改め一起一伏暴かに富み又暴かに窮する其中に百年素封の家に在りては其災尤も畏る可きものあらん子孫後世の計今日より覺悟せること最も肝要なるべし

要するにこの兩三年は日本社會大變化大混雜の時期にして左手に功名を攫み右手に富貴を握り天上の樂園に雄飛するも此間に在り失敗蹉跌して無淵の底に墮落するも亦此の間に在り唯人々の智愚勇怯如何を顧みるのみ三年の日月短しと云ふ勿れ無智の小兒生きて三歲輙ちよく言語しよく步行す五尺の男子ろの間に爲せ所ある能はざるか、三年の日月長しと云ふ勿れ之を無用に費さんか黃粱の一夢倚は五十年を過ぐ況んや三年に於てをや一轉瞬の間なるべし左れば今より三年間の日月みを長くして其間に百年の計をなさんか之を短くして一夢の間に消費せんか人々一身の覺悟次第にして又人々運命の依て決せる所なり天下の人士その覺悟は好きや我輩の聞かんと欲する所なり

官報

○警視廳告示第十三號

消防分遣所ニ於テ來十一月十一日ヨリ明治二十年五月十日マテ消防組夜詰ヲ施行シ且火災豫防ノ爲メ時々其管內ヲ巡邏セシム

明治十九年十月二十六日　警視總監三島通庸

○生糸輸入高　八月二十八日附在紐育領事館の報告に據れば米國輸入生糸の景況は左の如し

近時刊行の紐育絹業雜誌に米國絹業組合會局の調製に係る生糸屑糸及空繭の統計表即千八百八十五年七月より本年六月に終る會計年度間外國より紐育及桑港に向けたる輸入高並に前五年間の比較を示せり今左に其の要領を抄譯す

昨年七月一日より本年六月卅日に至る會計年度間紐育及桑港に輸入せる生糸の總高は三万二千九百九十七俵にして其の價格は千九百六十八万二千九百九十弗なり之を既往に比較するに會計年度を以てするも曆年を以てするも實に未曾有の巨額なり今右會計年度の總額を以て前會計年度の輸入高二万三千九百十四俵並に其價格千三百九十三万千百十二弗に比すれば俵數に於て九千八十三俵價格に於て五百七十五万千八百七十八弗の增加なり又是迄まで曆年度に於て輸入額の最多かりしは千八百八十五年にして即其の輸入高二万六千三百六俵、此の價格千五百十五万七千四百六十五弗に達したり然れども尚本年六月に終る會計年度に劣ること俵數に於て六千六百九十一俵、價格に於て四百五十二万五千五百二十五弗なり又本年上半季間の輸入高を昨年の上半季間に比すれば俵數價格とも本年に於て多を加へたり又昨年六月に終る一週年間の平均價格は一俵に付き五百八十二弗五十九仙なりしも本年六月に終る一年間の平均價格は一俵に付き五百九十六弗五十一仙なり今本年六月に終る會計年度の生糸輸入高を前年度に比して其の增加せる割合を左に示す

輸出地名	俵數	前年に比して百に對する本年の增高	價格	前年に比して百に對する本年の增高
歐洲	一、五七[illegible]	五六、七一	一、〇八五、五二九弗	二七、七四
日本	五、九[illegible]	[illegible]	五、一七九、四七八	四九、九八
清國	三、三六[illegible]	五八、三一	一、三〇八、八五六	五六、八六

又本年六月に終る會計年度間紐育及桑港の兩處に輸入せる屑糸並に空繭の總計は四千九百七十六包にして其の價格は八十三万二千七十七弗なりし之を前會計年度に比すれば數量に於て二千九百八包價格に於て三十八万六千[illegible]弗を增加せり又本年六月に終る會計年度紐育桑港の兩處其の他各港輸入の生糸額を合算すれば二千七十八万九千二百六十一弗の巨額に達せり然れども紐育桑港を除けば其の他の各港輸入高は僅に二十七万四千百九十四弗に過ぎず即其の總額の百分の一分三厘弱に過ぎざるなり左に千八百八十一年六月より本年六月に至る六回の會計年度に於て紐育及桑港に輸入せる生糸屑糸及空繭の數量並に其の價格の比較を左に掲く

年度	生糸 俵	價格 弗	屑糸及空繭 包	價格 弗
千八百八十五年七月乃至千八百八十六年六月	三二、九九七	一九、六八二、九九〇	四、九七六	八五二、〇七七
千八百八十四年七月乃至千八百八十五年六月	二三、九一四	一三、九三一、一一二	二、〇八六	四四五、七八七
千八百八十三年七月乃至千八百八十四年六月	二三、〇六七	一五、八五四、六一一	二、〇六八	六四八、七八二
千八百八十二年七月乃至千八百八十三年六月	二三、九二七	一四、六八七、五八四	二、七七五	九二四、二一三
千八百八十一年七月乃至千八百八十二年六月	二一、六八二	一三、一七七、八九八	一、九七七	七二七、二六八
千八百八十年七月乃至千八百八十一年六月	二〇、一九八	一〇、八八五、一六七	一、四八九	三四二、八九八

千八百八十六年六月卅日に終る會計年度紐育及桑港に輸入生糸の國別

輸入地	產地	生糸 俵	價格 弗
歐洲より	歐洲	五、一一三	四、九八九、四八七
同上	亞細亞	六二三	二七九、五四四
亞細亞洲より	日本	一五、〇九三	九、五五三、九六八
同上	香港	四、三三三	一、四五七、八八九
同上	上海	七、七三五	三、四〇二、一〇二
總計		三二、九九七	一九、六八三、〇〇〇

同會計年度米國各港に輸入の生糸及屑糸の數量

生糸	四、七一七、六七二封	屑糸	五九一、九九二封
駿斗糸	九〇四、二九〇	空繭	五七一、三六九
總計	六、七八五、三二三封	價格	二〇、七八九、二六一弗

右に掲ぐる如く千八百八十五年七月以來生糸の輸入高非常に增加せしを以て試に其の理由を其の筋の掛官に就きて問合せしに右は素より種々の原因あるなるべしと雖ども投機上の作用に出でしものにあらず要するに頻年米國生糸商業の沈滯せしも昨年度に至りて大に挽回せるのみならず一層盛運に向ひたるの致す所ならん故に若將來商業上に非常の變動を生ずるに非ざれば総況は假令是より進むの望なきも亦決して直に退くの恐れなかるべしとのとなり又從來製絹の米國に輸入せし高は其値少なからざりしが一昨年度以來右製絹の輸入高著しく減少せしは即生糸輸入高の增加せしに因る者にして是れ全く米國製絹事業の進步を表明するものなりと云へり前記輸入生糸國別並に數量表に就きて見るときは輸入總額二千七十八万弗餘の內獨り日本よりの輸入額は九百五十五万弗餘にして殆ど總額の一半に達せんとす是に由りて之を觀れば日本は當國生糸商業上に於て實に緊要の地位を占むる者と謂ふべし（以上本年十月廿六日官報）

雜報

○東京農林學校　は追々事務擴張の計畫あるよしにて先日同校の始業日に當り同校長前田獻吉氏は左の演說を爲して學生一同へ其計畫の次第を諭示したる由

夫農林ノ事業ハ國家ノ財源ニシテ荷モ農林ノ事業ヲ興サズンバ國家ノ財源何ニ據テカ能ク其固キヲ致サン方今文化日ニ月ニ進ミ政務益々多端國費モ又隨テ多キヲ加フ若シ夫レ國費愈々多クシテ財源愈々薄カランカ財政一日モ維持スルコト能ハザルヤ明ケシ近頃民力次第ニ衰ヘ民納前マズ國家ノ財政隨テ困迫ノ狀アルモノヽ如シ然ラバ則チ財源ヲ深フシ民力ヲ養フハ獨リ今日ノ急務ナルノミナラズ實ニ永遠ノ急務ト云フベシ農林ノ事業擴張セザルベカラザルハ即チ又此意ニ外ナラズ是ヲ以テ政府曩キニ駒場農學校及東京山林學校ヲ興シ共ニ農商務省ニ屬セシメ國費ノ巨額ヲ費ヤシ大ニ生徒ヲ養成シ益々農林學術ヲ盛ニシ以テ財源ヲ深遠ナラシメンコトヲ企圖セラレ既ニ其恩澤ニ浴シ業ヲ卒ヘテ現ニ國家須要ノ事業ニ從事スルモノ其數鮮シトセズ誠ニ國家ノ爲メニ慶スベシトナス然リト雖モ時勢ノ進步ハ未ダ以テ之レニ滿足ヲ表セザルノミナラズ農林ノ事業尚一層擴張セザルベカラザルヲ促シテ止マザルモノヽ如シ然リ時勢ノ望ム所斯ノ如クナルニ際シ依然此兩校ヲ併立セシメン乎教授上ニ用ユル書籍器械ノ如キヨリ職員ニ至ルマデ互ニ相重複シ隨テ冗費ノ多キヲ免レズ寧ロ之ヲ合一ニシ互ノ重複ヲ省キ兩校ノ經費ヲ擧ゲテ以テ一ニ學業ノ進步ヲ計ラバ別ニ經費ノ增額ヲ要セズシテ農林ノ事業大ニ相擴張スルコトヲ得ベシトナス是レ實ニ本年七月勅令第五十六號ヲ以テ駒場農學校及ビ東京山林學校ヲ廢シ更ニ本校ヲ置カレタル所以ナリ爾來本校ニ於テハ專ラ勅令ノ精神ニ基キ本校ヲ擴張シ農林ノ事業ヲシテ愈々改良進步ノ途ヲ開カシメンノ基礎ヲ定メンコトヲ期スト雖モ創立日淺ク百事尚ホ整理ノ途ニ就カズ未ダ以テ大ニ改良ヲ施シ又漸々計畫セザルベカラザルノ事項少ナシトセザルナリ然リト雖モ教育上ノ事業ハ急激ナルベカラザルヲ以テ宜シク漸ヲ逐テ之レガ計畫ヲナサザル可ラズ即目下ノ計畫中ニ在ル最モ重大ナル事項ヲ擧グレバ第一漸次ニ內外ノ直轄部ヲ一ニスルコト第二來ル明治二十一年ヨリ以後新卒業生ノ內優等ナル者ヲ選拔シ海外ニ留學セシムルコト第三本校卒業生ノ爲メニ一ノ研究科ヲ置キ本校規定ノ業ヲ卒ヘテ後[illegible]

[illegible]ク如シ學生[illegible]八箇[illegible]各自[illegible]ノ心ヲ抱キ志ヲ[illegible]ル所アラシメヨ[illegible]

○倫敦通信　當國も此頃は[illegible]委みで自由黨[illegible]保養として[illegible]自治丼に土地[illegible]折となしたるを[illegible]都合ありと云[illegible]る但し翁は出[illegible]して世に公に[illegible]者も及ばざる[illegible]守黨新首領チ[illegible]に關院の始め[illegible]る演說は頗る[illegible]黨首領となり[illegible]と云へり

當地にて銀貨[illegible]爲換相場は三[illegible]たるも其後漸[illegible]由は佛國政府[illegible]一時餘程の分[illegible]政府は昨年來[illegible]今度金銀貨幣[illegible]銀に騰貴えた[illegible]如き委員の組[illegible]と、思はる

英政府は保守[illegible]て恐嚇手段を[illegible]して例は此頃[illegible]其所に在勤せ[illegible]すも傍に自治[illegible]守黨政府を顚[illegible]とは難きことと[illegible]ン及セームス[illegible]ラッドストン[illegible]い矢張反對黨[illegible]勸もそれた自[illegible]するを以て保[illegible]量は中々堅く[illegible]と云へり

當府の氣候は[illegible]にても大概は[illegible]しと思ふこと[illegible]けはなきよし[illegible]日より九月一[illegible]器は日影にて[illegible]乃至百四十五[illegible]ち雨を催して[illegible]

西鄉海軍大臣[illegible]臣イッチスレ[illegible]する日限と[illegible]イト島へ赴[illegible]

○對州嚴原通[illegible]餘名當港へ來[illegible]二日早朝出帆[illegible]軍出張所を新[illegible]地の虎列剌[illegible]、阿連、鷄知、[illegible]五名惣死[illegible]者の總數[illegible]內家率は[illegible]て名前地に[illegible]竹敷浦に碇泊[illegible]